平成２２年（フ）第５６号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島387番地４
債務者　中川　　実
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島387番地４
債務者　中川　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の24
債務者　大塚　政史
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
徳島市川内町沖島314番地の２―101号
債務者　中峯　栄治
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１５号
徳島市川内町沖島314番地の２―101号
債務者　中峯由美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９０号
千葉県松戸市松戸新田252番地の８
債務者　中野　智基
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６３号
千葉県市原市ちはら台西１―33―20、申立時の住所千葉県松戸市根本56番地　スモールズ
債務者　大高　章義
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８１号
千葉県柏市富里２丁目３番29―302号
債務者　飛田　浩順
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８２号
千葉県柏市富里２丁目３番29―302号
債務者　飛田美佐子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目４番22号　ハイツアリエス101
債務者　石井　勇治
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８７号
千葉県松戸市松戸1679番地中台松戸ビル202号
債務者　鈴木　康天
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０７号
千葉県松戸市岩瀬67番地の１光ハイツ103号
債務者　林　　修一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７０号
名古屋市名東区上社１丁目207番地　ロイヤルハイツ上社103号
債務者　中條　京子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５７号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の４　レインボー第４半田903号
債務者　藤本　君江
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０号
神戸市灘区楠丘町３丁目８番14号ハイツエムズ302
債務者　佐々木亜希
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４７号
神戸市須磨区北落合４丁目１番１号メゾンパル２―201号
債務者　西方　忠義
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９号
神戸市長田区駒ヶ林町２丁目６番11号
債務者　加藤光弘こと　金　　光弘
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部